

一般社団法人日本科学飼料協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本科学飼料協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、科学飼料の生産の奨励及び品質の向上を図り、その製造、輸入、販売及び消費の適正かつ円滑なる運行を促進し、併せて科学飼料に関する知識の普及を行い、もって畜産の振興と業界の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 科学飼料に関する知識の普及及び技術の指導
- (2) 科学飼料の品質向上及び規格の維持
- (3) 科学飼料に関する事業の奨励
- (4) 科学飼料に関する研究及び調査
- (5) 関係官庁及び諸団体に対する意見具申並びに連絡
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する科学飼料の製造業者、科学飼料の輸入業者、科学飼料の販売業者又は消費者であって、次条により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により会員3名以上の推薦状を添えて申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において定める額を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款またはその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の会費等の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 本会は、会員がその資格を喪失した場合においても、既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての会員を持って構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面をもって総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは理事のうちあらかじめ定められた者が議長となる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係らず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 解散
- (4) 会員の除名
- (5) 長期借入金の借入
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に、議長及び総会に出席した会員の中から選出された議事録署名人2名は、記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にあるものをいう。）又は特定企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。）である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行し、常務理事は、理事会において別に定める所により、本会の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度の4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、本会の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事または監事は、第19条に定める定員の足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において、別に定める金額の範囲内の額を報酬等として支給することができる。

（損害賠償責任の免責）

第26条 本会は、一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 本会は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等（業務執行理事又は使用人でない者、全ての監事）との間に、一般法人法第111条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に

基づく責任の限度は、一般法人法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

第 27 条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議によって理事長が期限を定めて委嘱する。

3 顧問は、本会の重要施策等について理事長の諮問に答えるとともに理事長に意見を具申する。

4 参与は、本会の重要事項等について理事長の諮問に答えるとともに理事長に意見を具申する。

5 顧問及び参与は、非常勤とし、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同

様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 41 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補 則

第 42 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定に係らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は石橋晃とする。

附 則（平成 29 年 6 月 21 日）

定款第 26 条第 1 項及び 2 項の条項を追加し、現行の第 26 条から第 41 条を 1 条ずつ繰り下げる変更については、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。